

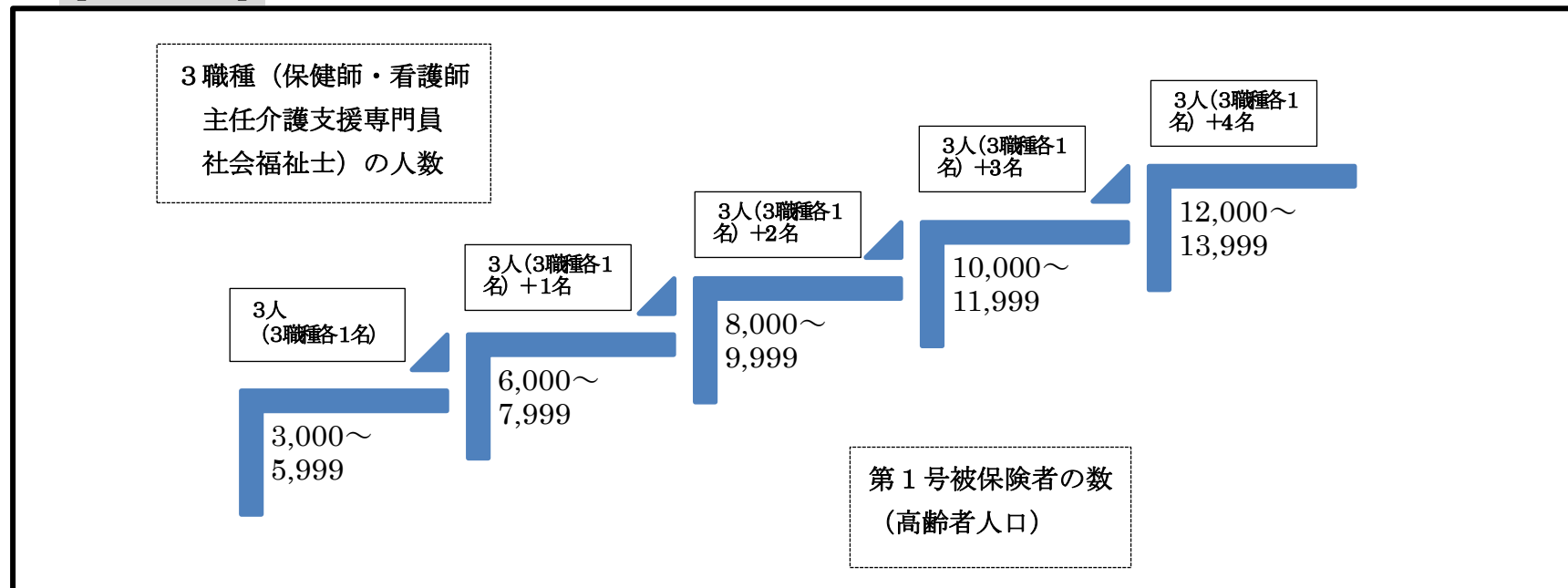
## ◆地域包括支援センターの体制整備について◆

### 1. 本市の運用（案）

日常生活圏域に各1カ所の地域包括支援センターを維持して行くことを前提にすると、資料3で掲載した国の基準から次のような運用が考えられる。

- ① 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（高齢者人口）が3,000人以上6,000人未満ごとに3職種各1名を配置する。
- ② 第1号被保険者数が6,000人を超える区域は、第1号被保険者数2,000人に対し、専門三職種のうち各1名の職員を配置する。

#### 【イメージ図】



## 2. 本市の現状

【平成26年度】

圏域	地域包括支援センター名称	人口状況※24.9.30現在		面積 (ha) /割合	三職種配置状況	
志津北部	佐倉市志津北部 地域包括支援センター	総人口	39,322	935 9.03%	①看護師2名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士1名	4名
		高齢者人口	8,747			
		前期高齢者	5,547			
		後期高齢者	3,200			
		高齢化率	22.20%			
志津南部	佐倉市志津南部 地域包括支援センター	総人口	36,864	917 8.85%	①看護師1名 ②主任介護支援専門員2名 ③社会福祉士1名	4名
		高齢者人口	8,599			
		前期高齢者	5,352			
		後期高齢者	3,247			
		高齢化率	23.34%			
臼井・千代田	佐倉市臼井・千代田 地域包括支援センター	総人口	42,654	1,856 17.92%	①看護師2名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士2名	5名
		高齢者人口	9,612			
		前期高齢者	5,975			
		後期高齢者	3,637			
		高齢化率	22.40%			
佐倉	佐倉市佐倉 地域包括支援センター	総人口	29,932	2,095 20.22%	①看護師1名 ②主任介護支援専門員2名 ③社会福祉士1名	4名
		高齢者人口	8,234			
		前期高齢者	4,638			
		後期高齢者	3,596			
		高齢化率	27.51%			
根郷・和田・弥富	佐倉市南部 地域包括支援センター	総人口	29,256	4,556 43.98%	①看護師1名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士2名	4名
		高齢者人口	6,239			
		前期高齢者	3,555			
		後期高齢者	2,684			
		高齢化率	21.33%			

※圏域毎の担当エリアの面積や高齢化率も考慮し、配置職員数を設定

### 3. 運用に併せた本市の体制（案）

【平成27年度（見込み）】

圏域	地域包括支援センター名称	人口状況※26.9.30推計		面積 (ha) /割合	三職種配置（案）	三職種の追加人数
志津北部	佐倉市志津北部 地域包括支援センター	総人口	39,904	935	①看護師1名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士1名 ④3職種のいずれか3名 <b>6名</b>	+2名
		高齢者人口	10,004			
		前期高齢者	6,367	9.03%		
		後期高齢者	3,637			
		高齢化率	25.10%			
志津南部	佐倉市志津南部 地域包括支援センター	総人口	36,685	917	①看護師1名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士1名 ④3職種のいずれか3名 <b>6名</b>	+2名
		高齢者人口	9,907			
		前期高齢者	5,811	8.85%		
		後期高齢者	4,096			
		高齢化率	27.01%			
臼井・千代田	佐倉市臼井・千代田 地域包括支援センター	総人口	42,189	1,856	①看護師1名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士1名 ④3職種のいずれか4名 <b>7名</b>	+2名
		高齢者人口	11,581			
		前期高齢者	7,312	17.92%		
		後期高齢者	4,269			
		高齢化率	27.45%			
佐倉	佐倉市佐倉 地域包括支援センター	総人口	29,406	2,095	①看護師1名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士1名 ④3職種のいずれか3名 <b>6名</b>	+2名
		高齢者人口	8,986			
		前期高齢者	5,134	20.22%		
		後期高齢者	3,852			
		高齢化率	30.56%			
根郷・和田・弥富	佐倉市南部 地域包括支援センター	総人口	29,084	4,556	①看護師1名 ②主任介護支援専門員1名 ③社会福祉士1名 ④3職種のいずれか3名 <b>6名</b>	+2名
		高齢者人口	7,070			
		前期高齢者	4,232	43.98%		
		後期高齢者	2,838			
		高齢化率	24.31%			

※圏域毎の担当エリアの面積や高齢化率も考慮し、配置職員数を設定

#### 4. 平成27年度地域包括支援センターの設置について（案）

平成27年度に関しては、3の体制案のとおり職員を配置し、介護保険法が改正され充実が求められる「地域ケア会議」を各圏域において充実させていく。

なお、増員する職員の職種については、地域の状況に応じた職種を配置する。

現状、利便性を考慮し、地域の中心地やバスの停留所等の近隣にするなど、担当圏域内の利用者の利便性を確保できる場所に、1ヵ所地域包括支援センターを配置することとしているが、これらに加え、法人本体や法人が運営する施設内に「(仮称) 地域包括支援センターの分室」を設置するなど、法人本部との連携による職員配置も可能とする方向で検討をすすめる。

参考：【平成26年度包括支援センター 職員数と事務室面積】

地域包括支援センター名称	設置場所	現状			合計
		事務室面積	現三職種人数	現介護支援専門員	
佐倉市志津北部 地域包括支援センター	ユーカリが丘 2-2-1	52.17㎡	4名	常勤換算1.6名 (実2名)	6名
佐倉市志津南部 地域包括支援センター	上志津1762-36	37㎡	4名	常勤換算1.35名 (実2名)	6名
佐倉市臼井・千代田 地域包括支援センター	王子台3-5-15	52.47㎡	5名	2名	7名
佐倉市佐倉 地域包括支援センター	宮前3-12-1	74.93㎡	4名	常勤換算1.5名 (実2名)	6名
佐倉市南部 地域包括支援センター	大崎台4-2-1ク ラッセ佐倉106	85.10㎡	4名	1名	5名

5. 本市の運用（案）による地域包括支援センター職員の配置見込み ※2026年（H38年）までの見込み

【2026年（H38）までの見込み】

指定介護予防支援事業所	指定期間						指定期間					
高齢者福祉介護計画	第6期			第7期			第8期			第9期		
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
元号	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年
総人口	40,200	40,480	40,723	40,937	41,115	41,271	41,399	41,492	41,557	41,601	41,628	41,633
高齢者人口	10,502	10,923	11,235	11,582	11,792	12,009	12,146	12,251	12,329	12,416	12,465	12,446
志津北部 前期高齢者	6,605	6,710	6,666	6,614	6,451	6,431	6,386	6,069	5,716	5,372	5,108	4,860
後期高齢者	3,897	4,213	4,569	4,968	5,341	5,578	5,760	6,182	6,613	7,044	7,357	7,586
高齢化率	26.10%	27.00%	27.60%	28.30%	28.70%	29.10%	29.30%	29.50%	29.70%	29.80%	29.90%	29.90%
<b>三職種配置人数</b>	<b>6名</b>						<b>7名</b>					
総人口	36,633	36,555	36,441	36,305	36,147	35,950	35,742	35,504	35,240	34,961	34,668	34,362
高齢者人口	10,198	10,427	10,636	10,754	10,818	10,855	10,853	10,810	10,784	10,752	10,707	10,676
志津南部 前期高齢者	5,808	5,663	5,560	5,387	5,177	5,101	5,032	4,727	4,462	4,210	4,061	3,980
後期高齢者	4,390	4,764	5,076	5,367	5,641	5,754	5,821	6,083	6,322	6,542	6,646	6,696
高齢化率	27.84%	28.52%	29.19%	29.62%	29.93%	30.19%	30.36%	30.45%	30.60%	30.75%	30.88%	31.07%
<b>三職種配置人数</b>	<b>6名</b>						<b>7名</b>					
総人口	41,958	41,707	41,436	41,143	40,824	40,487	40,130	39,752	39,350	38,923	38,487	38,023
高齢者人口	12,081	12,489	12,823	13,136	13,338	13,496	13,635	13,736	13,790	13,788	13,788	13,727
臼井・千代田 前期高齢者	7,489	7,520	7,472	7,449	7,208	7,102	7,065	6,682	6,278	5,862	5,553	5,271
後期高齢者	4,592	4,969	5,351	5,687	6,130	6,394	6,570	7,054	7,512	7,926	8,235	8,456
高齢化率	28.79%	29.94%	30.95%	31.93%	32.67%	33.33%	33.98%	34.55%	35.04%	35.42%	35.83%	36.10%
<b>三職種配置人数</b>	<b>7名</b>						<b>7名</b>					
総人口	29,133	28,842	28,524	28,202	27,867	27,519	27,159	26,791	26,408	26,010	25,589	25,159
高齢者人口	9,265	9,521	9,700	9,868	9,955	10,071	10,105	10,122	10,118	10,108	10,054	9,986
佐倉 前期高齢者	5,232	5,246	5,192	5,126	4,932	4,922	4,842	4,597	4,358	4,092	3,886	3,685
後期高齢者	4,033	4,275	4,508	4,742	5,023	5,149	5,263	5,525	5,760	6,016	6,168	6,301
高齢化率	31.80%	33.01%	34.01%	34.99%	35.72%	36.60%	37.21%	37.78%	38.31%	38.86%	39.29%	39.69%
<b>三職種配置人数</b>	<b>6名</b>						<b>6名</b>					
総人口	28,952	28,808	28,658	28,497	28,319	28,121	27,913	27,687	27,449	27,201	26,934	26,661
高齢者人口	7,428	7,776	8,068	8,289	8,459	8,670	8,815	8,910	8,948	9,007	9,043	9,053
南部 前期高齢者	4,487	4,693	4,818	4,882	4,867	5,004	5,034	4,885	4,617	4,377	4,173	3,953
後期高齢者	2,941	3,083	3,250	3,407	3,592	3,666	3,781	4,025	4,331	4,630	4,870	5,100
高齢化率	25.66%	26.99%	28.15%	29.09%	29.87%	30.83%	31.58%	32.18%	32.60%	33.11%	33.57%	33.96%
<b>三職種配置人数</b>	<b>6名</b>						<b>6名</b>					

※圏域毎の担当エリアの面積や高齢化率も考慮し、配置職員数を設定

## 6. 地域包括支援センターの設置について

地域包括支援セン6の体制について（案）

H25.10.8 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会資料4より

- ① 日常生活圏域5カ所に各1カ所の地域包括支援センターの設置を継続
- ② 地域の中心地やバスの停留所等の近隣にするなど、担当圏域内の利用者の利便性を考慮した場所に設置している。今後、公共施設内への設置も含め、受託法人施設等を活用するなど、相談窓口の複数設置も検討していく。
- ③ （仮称）志津公民館等複合施設内に地域包括支援センターとして利用できる場所については、志津南部圏域を担当する地域包括支援センターが活用する。
- ④ 公募については、平成27年度以降へ延期
- ⑤ 条例制定に関しては、資料3に示した資料のとおり平成27年4月1日施行へ

### 【今後について（案）】

#### ◆方針案◆

1. 地域包括ケアシステムの基盤ともなる、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等が、平成26年度中に各日常生活圏域に整備が完了する見込みである。また、平成18年度より設定した、日常生活圏域の考え方が市民にも定着している。このような状況を鑑み、日常生活圏域の変更は行わない。
2. 日常生活圏域5カ所に各1ヶ所の地域包括支援センターの設置については継続し、厚生労働省令（市町村条例）で定める職員の配置基準を満たすよう、職員数を増員することで対応する。また、利便性を考慮し、地域包括支援センターへ繋ぐまでの窓口（以下、「ランチ」という。）を、地域包括支援センターの受託法人が、原則として各圏域内に1ヶ所以上設置する。
3. 志津地区における圏域の境界を大字で区切っているため、志津駅周辺の市民等から、自宅から近い地域包括支援センターが担当ではなく不便であるという声や「民生委員・児童委員協議会」の北と南の境界と相違があり、わかりにくいとの声がある。これに対応するため（仮称）志津公民館等複合施設内に地域包括支援センターとして利用できる場所については、志津北部圏域及び志津南部圏域内に設置する、地域包括支援センターのランチとする
4. 指定介護予防支援事業所としての指定の有効期間満了と、上記2.及び3.の変更案を考慮して、平成26年度に地域包括支援センター業務受託法人の公募を行う。
5. 第三次一括法に伴う、地域包括支援センターの職員に関する基準及び当該職員に関する基準については、平成26年4月1日付けで条例を制定する。（施行は平成27年4月1日）